

平成 17 年 7 月 1 日

金融庁
総務企画局企画課保険企画室 御中

在日米国商工会議所
保険小委員会
東京都港区麻布台 2-4-5 メソニック森ビル 10 階

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）に対する意見

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 17 年 6 月 10 日付で公表された「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれまして配慮を賜りますようお願いいたします。

謹白

I 要望事項

1. パブリックコメントの募集期間について

パブリックコメントは、政策立案のプロセスの透明性を高め、多様な意見を政策に反映させることができる非常に重要な手続きである。近年、金融庁は意見募集期間をできる限り長く設立するための努力を重ねており、その点は ACCJ も高く評価したい。多くの利害関係者等が、施行規則の内容を完全に理解してこそ初めて有意義な意見を述べることができ、パブリックコメントの実効性が確保されることになる。今後のパブリックコメント手続きにおいては、1ヶ月以上の検討期間を確保していただくようお願いしたい。

2. 銀行窓販取扱商品の全面解禁の確実な施行について

附則第1項において、先行解禁商品については平成17年中の施行、取扱商品の全面解禁については平成19年中の施行とされている。しかし、附則第3項において、平成19年中に施行される商品の全面解禁については、「銀行等又はその役員若しくは使用人による保険募集の実施の状況並びに当該保険募集の公正な実施及び保険会社の業務の適切な運営のために講じられた措置の状況を検証し、保険契約者等の保護のために必要な場合には見直しを行うものとする。」とされており、全面解禁の確実な施行が担保されていない。

本来、顧客利便性の向上に資する商品提供機会の拡大は、保険募集時の取扱状況や業務運営上の措置とは切り離して実施されるべきであり、保険募集上の問題等については、弊害防止措置の確実な実施に拠って担保すべきものである。万が一問題が見られた場合には、弊害防止措置の見直しにより対応すべきであり、全面解禁自体の見直しを行う必要性はない。

3. 第三分野商品の販売に対する規制について

第一分野商品は、保険金支払事由の発生と同時に支払われる保険金額が確定するが、第三分野商品の給付金額は入院日数や入院回数によって大きく変動する。また入院給付金以外にも、通院や手術保障等もあるため、その変動幅はより大きなものとなる。つまり、保険契約者によって保険期間内に実際に受け取ることのできる給付金額に大きな差が出る第三分野商品は、実体として一定の額の給付金の支払を保障しないもの、つまり定額給付タイプではなく実損填補タイプにより近いといえる。そのような商品特性を備えた第三分野商品について、第一分野商品と同様の定額の上限設定をすることは合理的ではない。

また、給付金の支払総額に上限を設けることは、長期に及ぶ入院や複数回の手術等を従う治療を余儀なくされる契約者（患者）にとって不十分な保障しか得られないことになり、契約者の利益に反する。

また、1000万円とされる上限設定では、民間の生命保険会社で消費者ニーズを反映して開発された医療保険、がん保険の大部分の商品がその規制対象となる。このような上限設定は、実質的に銀行による第三分野商品の販売を認めない過剰規制に他ならず、撤廃すべきである。

II 確認事項

4. 特例地域金融機関特例における保険契約者1人あたり1000万円の制限について

<施行規則第211条第4項、第211条の2第4項、第211条の3第4項、金融庁告示第2条関連>

(1) 特例地域金融機関に対する保険募集上の緩和措置の条件として、「保険契約者1人当たりの保険金その他給付金額の合計が1000万円まで」とされているが、これは保険募集代理店に対する制限か、当該募集代理店を通じて販売される引受保険会社に対する制限か確認したい。保険募集代理店に対する制限である場合、複数の引受保険会社の商品を取り扱うことができる銀行等保険募集代理店の実態に沿わない規制である。1000万円まで販売されてしまった顧客に対しては、追加して商品を提供することができなくなり、後から当該銀行等を保険募集代理店として登録しようとする保険会社の商品提供機会を奪うものである。また、顧客ニーズの多様化に伴い保険商品はその保障内容が多様化しており、保険金その他の給付金の支払いは将来あるいは長期に及ぶものもあり、それを単純に合算した金額を上限とすることは適切ではないと考える。

(2) かりに特例地域金融機関に対する「保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円まで」（規則第211条第4項）にいう1000万円の限度が保険募集代理店に対する制限であるとした場合には、引受保険会社は他社の加入状況を把握することができないため、現実的には引受保険会社のチェックは不可能である。従って、その制限は引受保険会社単位の限度と考えてよいか。

(3) 特例地域金融機関に対する「保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円まで」（規則第211条第4項）にいう1000万円の限度が引受保険会社に対する制限であるとした場合、その限度には期限が設定されていると理解してよいか。例えば、その期限は以下にあげたどの時点を基準とするのか。

- イ 弊害防止の観点から生命保険募集代理店である銀行等が自主的に定めた期間
- ロ 銀行等の貸出先に関するデータベースを作成する基準日（事務ガイドライン1-15-4-①-ハ参照）から1年間
- ハ 平成19年に施行が予定されている銀行窓販取扱商品の全面解禁の時点まで

5. 銀行等の保険募集指針<事務ガイドライン 1-15-3>

保険募集の公正を確保するために、銀行等が定める保険募集指針を策定することとされており、同指針には、引受保険会社の商号等の明示、顧客が自主的な判断で保険商品を選択可能な情報の提供、銀行等募集代理店の販売責任の明示、銀行等における苦情・相談の適切な対応を定め、これら顧客への説明と苦情や相談に係る顧客対応の面談内容等の記録を保険期間が終了するまで保存することとされている。

ここで、顧客への説明記録や顧客対応内容等の面談記録を保険期間終了まで保存することを具体的に規定されているのは銀行等の保険募集に対してのみであり、他の保険募集人が同様に行うものに対しては規制されておらず、銀行等の保険募集に対する過剰な規制となっている。保険の募集形態に応じた規制は、その形態に配慮しつつも公正に規制されるべきであり、顧客対応の記録に関してその保存期間を別に定める必要性はない。全ての顧客対応記録を保険期間終了まで保存することは実務上の負担から現実的ではなく、何らかの記録の保存を求めるのであれば、例えば保険募集時の記録に限定し、保存期間も「5年以上」とする等ある程度銀行等の裁量の余地を残した柔軟なものとするべきである。

6. 規則第 211 条第 1 項第 2 号の改正に関して

(1) 被保険者の生存を目的として保険金を支払うことを主たる目的とする保険契約であってロ「当該保険金の額が、当該保険金を支払う時点までに払い込まれた保険料の総額または被保険者のために積み立てられた金額に比して妥当なもの」という妥当性の判断基準は何か。例えば、本来の生存保険の趣旨を活かし、死亡保険金の保険利益や解約返戻金の解約控除益を生存保険金の積み増しに活用することは、ここでいう妥当性の範疇に該当するのか。

(2) 年金に代え、生存に関して保険金を支払うことを認める規定変更が示されているが、これにより、他の新規解禁保険契約（一時払終身保険・養老保険等）の特約として生存に関して保険金を支払うことも可能であるのか確認したい。

7. 新規解禁保険契約<規則第 211 条第 1 項第 4 号関連>

(1) イ「被保険者の死亡に関し保険を支払うことを約する保険に係わる保険契約（その締結の日から一定期間を経過した後保険金額が全額されるものを除く）であってその保険期間が被保険者の死亡の時までとされているもの（保険料を一時的に払い込みことを内容とするものに限る。）」にいう「保険料を一時的に払い込むこと」には全期前納（一部前納等を除く、以下同じ）による払込も認められるか。同方法による払込も金利水準によっては返戻率等で一時払保険に加入する場合よりも契約者は有利になる場合もあり、選択肢拡大による契約者利益の向上の観点から認められるとの理解でよいか。

(2) ロ「被保険者の生存又はその保険の満了前の被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する保険に係わる保険契約」の満期時における払済手続きは同号イで認められた「被保険者の死亡に関し保険を支払うことを約する保険に係わる保険契約（中略）であってその保険期間が被保険者の死亡の時までとされているもの（保険料を一時的に払い込みことを内容とするものに限る。）」に該当し、銀行等が生命保険募集人として行なう保全行為に該当すると理解してよいか。またその際、その払済手続きは保全行為の一環であり、新たな弊害防止措置を講ずるべき対象の保険契約にはあたらないとの理解でよいか。

(3) イ「被保険者の死亡に関し保険を支払うことを約する保険に係わる保険契約（その締結の日から一定期間を経過した後保険金額が減額されるものを除く）であってその保険期間が被保険者の死亡の時までとされているもの（保険料を一時的に払い込むことを内容とするものに限る。）」およびロ「被保険者の生存又はその保険の満了前の被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する保険に係わる保険契約（その締結の日から一定期間を経過した後保険金額が減額されるものを除く）」ともに、保険金の受取方法としては分割払いは認められるか。

(4) 一般的に養老保険は死亡保険金と生存保険金と同額（運用成果により生存保険金が増加するものもあるが）であること前提にしているが、ロ「被保険者の生存又はその保険期間の満了前の被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（被保険者の死亡に関する保険金の額が被保険者の生存に関する保険金の額を超えないものに限る。）」であって、保険期間が十年以下のもの（保険契約者が法人であるものを除く。）又は保険料を一時に払い込むことを内容とするもの」にいう「被保険者の死亡に関する保険金の額が被保険者の生存に関する保険金の額を超えないものに限る」とは文字通り死亡保険金が生存保険金を下回っていることを条件とし、一般的養老保険の要件（生存保険金=死亡保険金）と異なる形態も可となるのか。

8. 新規解禁保険契約<規則第 211 条第 1 項第 5 号関連>

(1) 「法第三条第四項第二号に掲げる保険のうち次に掲げる事由に関するものに係る保険契約（以下この章において「傷害保険契約」という。）のうち、保険期間の満了後満期返戻金を支払うことを約する保険契約」（規則第 211 条第 1 項第 5 号）にいう「傷害保険契約のうち、保険期間の満了後満期返戻金を支払うことを約する保険契約」には、一定期間後に満期保険金を提供するための積立特約を付加した保険契約で、契約者利益保護の観点から、その保険期間が被保険者の死亡の時までとした保険は含まれると理解してよいか。

(2) 新規解禁商品の特約の取扱いについて、平準払積立傷害保険において保険料払込免除特約を付加しても新規解禁商品の対象となることを確認したい。

9. 公開金融情報及び非公開保険情報<規則第 211 条第 2 項第 1 号、規則第 234 条 8 号、事務ガイドライン案 1-15-2 関連>

(1) 当該条文にて非公開金融情報及び非公開保険情報の取扱いについて規定されているが、ここでいう「保険募集に係る業務」の範囲を確認したい。「保険募集に係る業務」とは「銀行等生命保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務を除く」と規定されている通り、保険募集を行う前段階の確認や保険募集を行うための事前準備(商品パンフレットの送付等)は「保険募集に係る業務」に該当しないことを確認したい。また、従来の「保険募集」から今般「保険募集に係る業務」と規制範囲が拡大した理由を確認したい。

(2) 顧客の属性に関する情報として「氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業」は非公開金融情報又は非公開保険情報に含まれない旨規定されているが、通常銀行等においては、預金取引貸出取引等に係る情報として、取引の存在という事実の下でこれらの情報は管理されているが、この場合において顧客の当該属性情報を使用することは非公開金融情報又は非公開保険情報を使用することに当たらないことを確認したい。

(3) 顧客属性に関する情報「氏名・住所・電話番号・性別・生年月日及び職業」が非公開金融情報に該当しないことを前提に、提案書等資料を事前に作成した後、顧客に対する電話連絡の際の口頭による同意を条件として、同資料を利用した保険募集活動は認められると理解してよいか。

(4) 顧客が同意に関する説明を事前了解事項として認識している旨発言があった場合、および顧客自らの意思で保険の説明を求めてきた場合には、同意があったものと見なすことができることを確認したい。

(5) 顧客同意の方法として、対面の場合の「当該利用について書面による説明」とあるが、「書面による説明」には書面を顧客に交付することまでは求められていないことを確認したい。また、郵便による場合の「保険申込書の送付等」について、顧客の属性に関する情報のみをもって商品案内チラシやパンフレットの送付は「保険申込書の送付等」に該当しないことを確認したい。

(6) 事務ガイドライン案 1-15-2 のイからニに関し、契約が未成約となった場合には、①対面の場合には同意を得た旨の記録、②郵便による場合には利用について説明した書面の送付、③電話による場合に同意を得た旨の口頭の記録、④インターネットによる場合には電磁的方法による同意の記録があれば、同意の書面が不要であることを確認したい。

10. 銀行等の保険募集指針<規則第 211 条第 2 項第 2 号、事務ガイドライン案 1-15-3 関連>

(1) 銀行の保険募集指針の公表方法としては、店頭におけるポスター等での掲示やホームページへの掲載も公表に該当することを確認したい。

(2) 「顧客に対し、募集を行う保険の引受保険会社の商号や名称を明示する」（事務ガイドライン案 1-15-3-イ）とされているが、引受保険会社の明示の水準として、具体的には以下に記載したどの段階までが、要請されているのか。

- イ. 店舗内のポスター貼付の義務付け
- ロ. 保険会社の商品パンフレットの店内備付の義務付け
- ハ. カウンターでの説明資料の準備（店内公示不要）

(3) 銀行の窓口において商品パンフレットを配布し、顧客の同意に基づき保険募集を行なう行為は、非公開金融情報を利用していない行為であることを確認したい。

(4) 「保険募集の公正を確保するために銀行等が定める保険募集指針には複数の保険の中から顧客の自主的判断による選択を可能とするための情報の提供を行なう」（事務ガイドライン案 12-15-3-ロ）とされているが、ここでいう「情報の提供」とは例えばHP等で取扱商品の概要を紹介することで足り、保険募集にあたって必ず複数の商品を提案することまでは要請されていないと理解してよいか。

(5) 上記の「複数保険の情報提供」に関して、商品の特性が異なる複数の商品を販売する体制を整備する必要があると要請されていると理解してよいか。例えば、一種類の保険しか取り扱っていない金融機関においては強制的に複数の商品を取り扱うべく商品のラインアップ増やす義務があるということか。

(6) 複数の保険の中から顧客の自主的な判断による選択を可能とするための情報の提供を行うことが示されているが、対面での募集の場合でも、複数商品の比較提示を求める趣旨なのか確認したい。

(7) 比較募集についてのガイドラインが明示されない中での、上記取扱は困難と想定され、ポスター等での商品ラインナップの明示にとどめるよう要望する。

11. 保険募集制限先<規則第 211 条第 3 項第 1 号、規則第 211 条の 2 第 3 項第 1 号、規則第 211 条の 3 第 1 号、事務ガイドライン案 1-15-4 関連>

(1) 規則第 211 条第 3 項にいう「生命保険募集人である「銀行等生命保険募集制限先」（同制限先という、以下同じ）に対する保険契約（211 条第 1 項第 4 号から第 6 号に掲げる保険契約に限る）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行なわないことを確保する措置」とは事務ガイドライン案 1-15-4①ハにいう「保険契約の締結後に、顧客が銀行等保険募集制限先に該当することが確認された場合に、当該保険契約に係わる保険募集手数料その他の報酬について、所属保険会社から受領せずまたは、又は事後的に返還するための態勢の整備」または契約締結前に、上記状況が判明した場合の保険料返還態勢の整備を指し、契約解除に伴う契約者の不利益（保険年齢経過による保険料の増額等）を防止する観点から、保険契約の契約解除までは含まれないと理解してよいか。

- (2) 同制限先に該当するか否かの判定のために、ガイドラインに記載のように年1回程度更新するデータベースに基づく情報の照合を行うこととした場合に、データ作成基準日と新規加入時点での照合を行うものと理解してよいか。例えば、後日契約者が保険募集制限先に入社した場合や、または保険募集期間中に融資申込みがあったことが後日判明した後にすでに当該契約者が退社した場合には、契約解除は不要であるばかりでなく、同ガイドライン案1-15-4-①一ロの(注)にあるように、「同制限先に該当するかどうか確認できなかった場合には、特段の事情がない限り、該当しなかったものとみなす」の趣旨から類推して、募集代理店は善管注意義務を果たしたと保険会社が判断した場合に限り、銀行等生保保険募集代理店は保険募集手数料やその他の手数料を返却する必要はないと理解してよいか。
- (3) 「事業資金」の定義は各金融機関の定義に基づくのか。またはすでに存在する何らの基準に基づくのか、あるいは別途定義を新たに設定するのか。融資先規制の対象となる事業資金の貸付先について、事業性資金には、個人が貸付を受けるアパートローン該当しないか確認したい。さらに、アパートローン等の事業性の認識のメルクマールとしては、賃貸物件の複数保有や部屋数または不動産管理会社の保有等が基準となるのか否か。
- (4) 「当該銀行等が法人及びその代表者（又は個人）に対し事業に必要な資金の貸付を行っている場合」について、当該事業性融資の有無の判断基準について確認したい。例えば、過去に融資の取引があったものについては、どれほどの期間を確認する必要があるか。
- (5) 保険募集に際して、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付にて行うことが示されているが、非公開金融情報・非公開保険情報の取扱に関する同意確認との優先順位について確認したい。
- (6) 特例地域金融機関特例における小規模事業者の定義
銀行等保険募集制限先の従業員（20名、50名）については、保険募集時の従業員数であり、従業員とは正社員であることを確認したい。

12. 事業資金の融資業務担当者が保険募集を行わないことの措置について

<施行規則第211条第3項第3号、施行規則第211条の2第3項第3号、施行規則第211条の3第3項第3号関連>

「新規解禁保険契約の募集を行う銀行等は、事業資金の融資業務を行う使用人が保険募集業務を行わないことを確保するための措置を講じなければならない」とされているが、これは、融資業務を行う使用人が直接対応する事業者のみを指すものであり、他の融資業務の使用人が担当している事業者は含まれないことを確認したい。

13. 保険募集に関する禁止行為<規則第234条第1項第9号、事務ガイドライン案1-15-5 関連>

(1) 「生命保険募集人である銀行等の役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者に対し、当該申込みに係る資金の貸付け又はその拒絶を行う前に、第二百十一条第一項第四号から第六号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う」（規則第234条第1項第9号）において、保険募集により告知または診査、保険料振込、契約申込書の記入等のいずれかが行なわれた以後の時点で、貸付けの申込みがあった場合には、「顧客に資金需要があるにもかかわらず意図的に貸付申込みをさせない場合」（事務ガイドライン1-1-15-②）と認定されるだけの客観的事実が判明しない限り、これに該当しないと理解してよいか。

(2) 「生命保険募集人である銀行等の役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付け又はその拒絶を行う前に、第二百十一条第一項第四号から第六号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う」（規則第234条第1項第9号）にいう「資金の貸付けの申込みを行っている」事実を認定するための基準日は銀行等所定の貸付申込書等の申込日とすると理解してよいか。

(3) 「生命保険募集人である銀行等の役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者に対し、当該申込みに係る資金の貸付け又はその拒絶を行う前に、第二百十一条第一項第四号から第六号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う」（規則第234条第1項第9号）にいう「資金の拒絶を行う」事実を認定するための基準日は以下の基準から設定すると理解してよいか。

- イ 否決となった事実を明示された審査関連資料の日付
- ロ 銀行等の所定の融資案件不調記録簿等に記載された否決となった日付
- ハ その他顧客管理資料（折衝記録資料を含む）等の日付の記載された記載事項
- ニ 銀行等がその規模や特性を踏まえて設定した客観的な基準

(4) 「生命保険募集人である銀行等の役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者に対し、当該申込みに係る資金の貸付け又はその拒絶を行う前に、第二百十一条第一項第四号から第六号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う」（規則第234条第1項第9号）にいう「資金の拒絶を行う」場合には資金の他行調達、資金需要自体の消滅等により顧客からの貸付申込みの撤回があった場合も含まれると理解してよいか。

14. 保険募集に関する禁止行為<規則第234条第1項第14号、事務ガイドライン案1-15-4--(注2)関連>

「生命保険募集人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその

密接関係者に対し、保険契約の締結の代理又は媒介を行う」（規則第 234 条第 1 項第 14 号）にいう特定関係者とは保険募集に関する特定関係法人のうち生命保険募集代理店の資格を有するものと理解してよいか。

15. 銀行等に対する保険募集の委託・管理（事務ガイドライン 1-15-1）

銀行等への委託に関して、あらかじめ方針を定めることが示されているが、これは個別の銀行に対するものではなく、委託するすべての銀行等に対する包括的な方針を定める趣旨であることを確認したい。

さらに、「特定の銀行等に対する販売依存の水準が当初の委託方針に比して著しく高くなった場合には、その原因について検討し、必要に応じて適切な対応を行うための態勢が整備されていること」とされているが、これは、保険会社の委託方針に銀行等保険募集代理店の販売依存の上限を求めるものであるのか否か、前者の場合、この取扱について定めなければならない理由とは何か。保険会社のリスク管理に関しては、募集チャネルのほか、取扱商品の構成や資産運用リスク等について総合的に判断されるべきであり、特定の銀行等に対して販売上限を定めることは、顧客利便性の向上に資する商品提供機会の拡大に反するものであり、行うべきではない。

16. 個人年金に関する確認事項

(1) 個人年金保険の年金支払いに代えて年金支払い開始日以降も運用期間が終身にわたって継続される特則又は特約（以下「終身保障特則等」）は、公表案の規則第 211 条第 1 項第 2 号に該当するものと理解してよいか。

終身保障特則等は、運用期間終了時点で運用期間を更に延長したい顧客のニーズに応えることを主たる目的としている。すなわち、老後資金の取り崩しの開始を年齢に一律にしばられることなく、ライフスタイルに応じ任意で選択したいという高齢契約者の根強い要望に応える目的で開発された。こうした当該特則等の性格に鑑み、当初、当該特則等は現行規則 211 条 1 項ロに該当するものと考えられてきたが、金融庁による平成 14 年 8 月 30 日付けのパブリックコメントへの考え方において同特則等について「対象商品の考え方の形骸化を招きかねない」という見解が示され銀行等における取扱いが見送られた経緯がある。

今般、個人年金商品に関し、現行規則 211 条第 1 項ロの「被保険者の生存を事由として年金を支払うこと」から新たな規則 211 条第 1 項 2 号においては「被保険者の生存に関して保険金を支払うこと」へと、年金以外の保険金支払を拡大するとの改正がなされている。終身保障特則等は上述の商品の目的や一定の運用期間経過後始めて年金受取にかえて移行が可能となる仕組み等からみて明らかに同条第 1 項第 2 号の定義に示される保険契約に他ならない。また、同特則等に基づく死亡保険金についても資産価格と基準保険金との差額からなる保険金額の額は妥当であり、危険保険料に基づき払込保険料を上回る一定の保険金額が定められる保険契約とは本質的に異なることから、当然に 2 号ロに示される範囲に該当するものと解釈される。

また、終身保障特則はこれまで一時払終身保険に擬せられることが懸念の根拠と推察されるが、今般同規則第1項に4号から6号が加えられたことにより、平成14年8月時に金融庁より示された「対象商品の考え方の形骸化を招く」という、同特則等による死亡保険金を2号口により解釈することを妨げる根拠はもはや存在しなくなったものと考えられる。すなわち、改正後は新たな弊害防止措置の対象とされるかどうかは商品の主たる性格に鑑みて判断されるべきであり、上述のとおり、終身保障特則等の本質的性格は年金商品に他ならず、その死亡保険金について規則第211条第1項第4号イに定義される「被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する」契約に擬して解釈することは顧客ニーズの観点からも適切ではないと思料する。

以上より、終身保障特則等の適用のある個人年金保険又はその付加が可能である個人年金保険は、新たな弊害防止措置を講ずべき対象の保険契約には当たらないと理解される。

万一上記の理解とは異なる場合、既に募集を行うことができるとされている個人年金保険について、終身保障特則等が適用・付加されたときは、従来よりも重い規制が課されるという事態を招き、既契約者の利益に著しく反するにとどまらず、規制緩和の主旨に逆行することとなる。また銀行等における実務取扱いにおいても著しく混乱を来すことが懸念される。

(2) 万一上記(1)のとおり解されない場合において、終身保障特約について運用期間を延長したい顧客のニーズに応えることを目的とする性質に鑑み、公表案の規則第211条第6項の「個人年金保険契約と関連性が高い」といえることから、銀行等が既に販売を行うことができるとされている個人年金保険契約に付加することのできる特約に該当するものと理解してよいか。

(3) 個人年金保険の年金支払いに終身年金が選択されている場合で、被保険者の死亡時点までの受取年金累計額が年金原資よりも少ない場合に遺族がその差額を受け取ることできる年金の支払方法（以下「一時金付終身年金」）は公表案の規則第211条第1項第2号に該当するものと理解してよいか。

一時金付終身年金保険は、終身年金の受給開始後に被保険者が死亡し、年金原資よりもその時点までに受け取った年金の累計額が少ない場合に遺族がその差額を死亡一時金として受け取ることを可能とする商品である。現行の確定年金および終身年金と比較すると、確定年金を選択した場合、被保険者が死亡しても、残存年金支払い期間における未払い年金原価を全て受け取ることが可能だが、年金受け取り期間をあらかじめ定めているため、生涯にわたる年金受け取りはできない。一方、終身年金の場合、被保険者が早期死亡してしまうと、遺族はそれまでに積み立てた年金原資のうち、残余の年金原価を受け取ることができない。そのため、終身年金を選択することを躊躇する契約者もいる。一時金付終身年金は、こうした両者の欠点を補い、生涯にわたり収入を確保しつつ、死亡時にも遺族が残余の年金原資を受け取ることが可能となるように開発された。しかしながらこれまでは、銀行等における取扱いを見送られてきた。

すなわち、一時金付終身年金は、あくまで同条第1項第2号に示される、「被保険者の生存に関して保険金を支払うことを主たる目的とする」保険契約に他ならず、その特則に基づく死亡保険金についても2号口に示される範囲を超えるものでは無いと解釈される。したがって、一時金付終身年金の適用のある個人年金保険又はその付加が可能である個人年金保険は、新たな弊害防止措置を講ずべき対象の保険契約には当たらないと理解される。

万一上記の理解とは異なる場合、既に募集を行うことができることされている個人年金保険について、一時金付終身年金が適用・付加されたときには、従来よりも重い規制が課されるという事態を招き、既契約者の利益に著しく反するにとどまらず、規制緩和の主旨に逆行することとなる。また銀行等における実務取扱いにおいても著しく混乱を来たすことが懸念される。

以上